

発行所(郵便番号100)

東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング617号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (3212) 4007・1480
Fax (3212) 1447

編集責任者 岡 沢 憲 美
印刷所 関東図書株式会社
定価200円(年間購読料参千円)

1992年3月25日発行
第24巻第3号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 24 No.3

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No.617. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

パブリシティとプライバシー ……「はじめ」はどこに?

Publicity vs. Privacy …… How do you know what to tell and what to keep silence about?

理事 潮見 憲三郎

Director, Mr. Kenzabro Siomi

貧乏人のボロ小屋には雨も風も入るがイギリス
国王は入ることを許されない……

(英・18世紀・William Pitt)

まして、いまや現代社会……あらゆる市民個人
の名誉・プライバシーの「正当な権利」は絶対に守
らなければならない。役所からもマスコミからも。

では、なにが「正当な」権利か? その点につ
いてのスウェーデン法の論理は明快だ。

「プレス自由憲法」の主旨は、「市民みんなに
かかわる大事な情報はみんなに知らせよう」「そ
うでない情報、本人が知られたくない事情の秘密
は最大限に尊重しよう」ということだ。つまり、
この法律で指定された例外事項(個人の名誉・プ
ライバシーを含む)に該当しない限り、①著述・
印刷・出版・情報の収集・提供は自由。②公文書
の閲覧・コピー・頒布も自由。また、この法律は
著述者・寄稿者・投書者・情報提供者に「無名・
匿名」の権利を保証している(第1、2、3章)。

この憲法規定を受けて、「秘密法」は公的情報
について守秘すべき場合と程度とを限定列举し、
「データ法」は個人データの扱いかたを規制して
いる。その基本的な考えかたは「個人には、自分
にかかわる情報を自ら管理する権利がある」とい
うことだ(のちのいわゆる「OECDガイドライ
ン」につながる考えかた)。

スウェーデンのマスコミが「報道する立場」か
ら自主的に決めた倫理綱領の発想も同じだ。例え
ば……「公衆に知らせることが絶対に必要という
動かしがたい事情がない限り、プライバシーの侵
害となりうる報道をしてはならない。」(新聞・雑
誌・ラジオ・TV・倫理綱領第1部第6項)。

プライバシーよりも「知らせる必要性」が優先
するのは、例えば政治家や官僚の汚職や「悪徳」
商法のニュース。「必要がない」のは、普通の市
民の普通の事件や事故など。「必要はないが関心
の的」(アイドルなど)についても、限度や品格
という「はじめ」が問われることになる。

わが国のマスコミのパブリシティとプライバ
シーの「はじめ」には、とかくシマリがない。わ
が国に「プレス自由・公文書公開」の仕組みがな
く、市民みんなにかかわる公的情報をマスコミは
ほとんど「当局発表」に依存しているからだ。い
きおい、統制された枠内で、あとは、容疑者の名
前を聞き出すとか、被災者・被害者にマイクを向
けて「ご感想は?」と迫るといった程度のこと
に力を入れることになってしまうのだ。

ロンドン郊外での列車の重大事故……BBCテ
レビは、生々しい現場ニュースでも死傷者の名前は
いっさい報道せず。ただ安否の問い合わせ先の電
話番号だけを繰り返し放映していた(衛星放送)。

個人情報管理する権利は当の本人のもの。国
王も、カメラもマイクも、侵害すべきではない。

目次

パブリシティとプライバシー…潮見 憲三郎…1	
スウェーデンのEC加盟と中立の行方	
……………開 沼 正…2	
1992/93年度予算案について(2)	
……………松 下 正 三…3	
グンナー先生のこと(2)…国 本 雅 也…6	
研究会報告・書評……………7	
<SIPニュース>……………8	

スウェーデンのEC加盟と中立の行方

Sweden's Application for EC and It's Neutral Policy

創価大学平和問題研究所 開 沼 正
Mr. Tadashi Kainuma

昨年(1994年)の7月1日、スウェーデンはECへの加盟を正式に申請した。このことはスウェーデン内外では、かなり大幅な外交政策の転換として受けとめられている。60年代にも、オープン申請というかたちでEEC(当時)との協力を模索したこともあったが、その時には、外交協力・通貨協力はダメ、非EC国とは勝手に貿易協定を結びたい、戦時には自活させろ、イザとなったら脱退させろ、といったかなりワガママな条件をつけており、スウェーデンが国連以外の国際機構への加入に対して非常に慎重であったことが分かる。70年代になって、パルメ政権は、スウェーデンの中立外交とEC加盟は両立しないという路線をとり、それ以来EC加盟についての論議は全く沙汰止みとなっていた。これは当時のEECが西側資本主義国で構成されており、冷戦という国際状況の下では、当然、西側陣営に属することは、自他共に認めることであったという理由によるものである。

しかし近年の冷戦の終焉、ソ連邦の消滅という出来事によって、東西の対決色を急激に薄められてきた。これによってECは、もはや共産主義に敵対する資本主義国の集まりである、というようなイデオロギー的な見方をされることはなくなったのである。加盟申請を提出した直後の社民党政府は、「東西の緊張緩和によって、国民が中立外交の存続とEC加盟について矛盾を感じなくなった」として、従来の「平時非同盟・戦時中立」という立場との一貫性を強調している。スウェーデンの中立外交は、約200年の間、スウェーデンの安全保障を確保してきた外交政策であると国民に信じられ、全国的・超党派的なコンセンサスを得ているだけに、政府もおいそれとはこの「国是」には手をつけられないからである。実際のところ、スウェーデンの中立は、第1次・第2次世界大戦、スウェーデンの国連加盟時などのエポックで、時代に即応して概念が少しずつ変わってきている。当初の「一国平和主義」で始まった中立も、国連加盟後には「積極中立」を旗印にした「世界の平和に役立つための中立」へと路線変更している。このことを考えると、今回のEC加盟と中立の論争にしても、国民が納得できるかたちでマイナーチェンジをした「中立」が存続していくと予想さ

れた。

ところが昨年9月のスウェーデン総選挙では、社民党が敗れ、ブルジョワ・ブロックのカール・ビルト(穏健統一党)が首相に任命された。前首相のカールソンは、「中立問題は、議会の新たな決議を前提としたい」としていたにもかかわらず、新首相のビルトは、「ヨーロッパ・アイデンティティー」をスローガンに掲げ、中立政策の維持よりはヨーロッパの一国としての責任を果たすべきであると主張した。ビルトは、これからのスウェーデンの安全保障政策として、以下の3点を提唱した。まず第1に、ヨーロッパ同盟の枠内での外交・安全保障という点からみると、中立政策という言葉は適切ではないこと。第2に外交・安全保障政策に関する協力は積極性を示すこと。そして第3にスウェーデンの独立と領土保全の責任はスウェーデン自身が負い、外国軍隊や核兵器の設置等は認めないことである。この点に関しても、具体的には言及していないが、非同盟政策はある程度改変・縮小された形での存続がほのめかされている。ビルト自身が述べているように、これらのEC政策はスウェーデンにとっては大幅な方向転換と言えよう。特に「中立」という言葉が適切でないと言い切ったことは、従来の政府が実質的な政策変更を行いつつも「中立」という看板を外さなかったことに比べると思い切った発言と考えていいだろう。

ただスウェーデンのEC加盟は、早くても数年かかると思われるし、現在のビルト政権がいつまで続くのかも定かではない。閣内にはEC問題について微妙な食い違いも存在している。またこの問題は政治的理由と共にスウェーデンの経済構造にも大きな影響をもっており、外交政策云々だけでは本質的な解決にはならない性質のものである。こうした点を考えると、急激な政策変更は、まだプランの段階であって、ビルト政権の勇み足のようにも見える。

EC加盟論議が熟して、現実に進む方向性がはっきりしてくるのは、やはり社民党の合意・黙認を得た後となろう。スウェーデン国民が将来の自らの方向としてどのような選択をするのか、コンセンサスの形成過程に注目したい。

1992/93年度予算案について(2)

Statsverksproposition 1992/93 (2)

一社民党の集团的解決を試みる硬直した管理社会から、個々の市民
の(選択的)自由と発展を中心におく開かれた活力ある社会へ

元スウェーデン日本大使館参事官 松下正三

Former Councillor to Japanese Embassy in Sweden, Mr. Shozo Matsushita

IV 各省予算の特徴	(百万kr)	輸出振興	317	(-9)	
社会省	135499	(+7490)	対外広報活動	143	(+10)
各種年金	71131	(+2070)	安全保障	87	(+7)
家族政策	40489	(+1859)	註) (1) 今次予算においても対外援助はNG I 1		
保健・医療	4507	(-498)	%目標達成		
傷病保険	5767	(-1056)	(2) スウェーデンの対外援助及び外交政策の		
老人及び心身障害者ケア	11038	(+5028)	理念については、1989/90年の予算案解説		
麻薬政策	1016	(-35)	に述べたのでご参照ありたい。		
その他	1551	(+122)	二国間協定による被援助開発途上国は以下の国		
			々である。		

まず初めに医療の分野で最も大きな変化は、90年代の半ばまでにハウス・ドクター制度を導入することである。これにより患者はより満足し、能率が向上する。これに関する政府案が本年中に国会に提出される。

患者の医薬品基準負担額90krは据えおかれるが、新たに、二つ目の薬品からそれぞれ30kr追徴される。

Karensdagar (既出) (93年より)

リハビリによる収入源は100%補填される(1992年1月1日)より。

註) 児童手当や各種年金額についての説明はない。

総じて解説は具体性に欠けている。

外務省	17360	(+1933)			
対外援助	13606	(+641)	タンザニア	530	(-55)
外務本省在外公館等	1547	(+116)	インド	415	(+15)
中東及び東欧への協力			モキャンビク	395	(-80)
(新項目)	995		ニカラグア	280	(増減なし)
特定の国際機関へ	665	(+173)	ザンビア	275	(+15)
			ヴィエトナム	225	(-100)
			ジンバブエ	220	(増減なし)
			アンゴラ	210	(+10)
			エチオピア	150	(+50)
			バングラデシュ	140	(+5)
			ケニア	115	(-20)
			ラオス	110	(増減なし)
			ナミビア	110	(増減なし)
			ウガンダ	110	(増減なし)
			ボツワナ	90	(-5)
			ギニアビサウ	85	(-10)
			レソト	35	(増減なし)
			スリランカ	35	(+35)

註) 対外援助において、近年、民間の国際ボランティア団体による活動の占める役割がますます重要になってきている。赤十字はいうまでもなく、他にRädda Barnen(子供を救え)、ミッション・フォスター・プラン(発展途上国の10歳前後の優秀な子供を各目上の養子として一人月額5,000円程度の援助を与える。日本でも既に数万人のフォスター・ペアレントがいる旨などのヒューマニズムを信奉する理想型の団体がある。この種の国際ボランティア活動は、国対国の援助活動の補助的活動として評価されている。特に相手国の援助を必要とする層に、国の機関を通さずに直接手を差し伸べることができるので、比較的少ない資金でもその効率は極めて高いとされている。

貿易及び国際収支のバランス (億kr)

	1990	1991	1992
輸出	3399	3387	3581
輸入	3236	3071	3202
調整ポスト	-13	-13	-13
貿易バランス	150	302	366
サービス	-124	-104	-104
資金の収益	-236	-310	-315
その中再投資収益	118	114	117
資本取引収益	-135	-139	-146
国際収支	-345	-250	-199

(註 貿易は外務省の主管)

教育省 60973 (+2510)

(内 訳)

大学課程以下の諸々の学校(小・中・高校その他)

34285 (+746)

国民教育

(国民高等学校成人教育等) 1895 (-348)

基礎的な大学教育 8106 (+734)

研究及び研究者の育成 1043 (+615)

奨学金 8801 (+314)

その他 943 (+248)

- ・自然科学と技術の研究(大きなウェートがおかれる。) 2778
- ・人文科学の研究 1159
- ・大学生の数を3500名増員する(1991年の定員125,000)
- ・大学受験資格に20年程前から一定年数の職業経験を義務づけていた(一例えば医学部受験に看護婦(夫)経験が必須学力の低下を招き社民党の悪平等として悪評が高かった)がこれを漸次学力主義に戻す。92年には半数は学力のみで合否を決定する。93年の秋学期より大学当局の裁量権を大幅に広げる。
- ・高校の就業年限を一率3年とする(註 従来は実業の正確の強い高校は2年)。
- ・進学率 (註 義務教育期間は9年)
 - 高校の課程を終える者 約80%
 - 大学で最低3年間の学業を修める者 12%

文化省 10554 (+217)

(内 訳)

文化本省等 71 (+34)

文化活動等 2934 (+437)

マスメディア等 877 (+4)

移民等 6656 (-255)

(男女) 平等問題 17 (-3)

文化省新設の理念(要旨)

① スウェーデンの文化的遺産は、これを維持発展させなければならない。多くの人間は自国の文化に関する知識及び意識を欠き文化的空白の状態にある。斯る状態は、容易に排外思想や人種的偏見に陥り易い。

② 文化の質及び専門家精神が強調されなければならない。同様に、創造的な文化生活にとって、文化の専門的な創造者のもつ意義は高く評価されなければならない。

註) 文化の質を高める政策の一貫として芸術家の収入保障の枠を拡大し、更に長期奨学生の

枠を倍増する。

- ③ スウェーデンの新しい文化・移民政策基本はあくまでもヒューマニズムに徹し、スウェーデン自国文化と同様に、各種移民の民族文化を発展させることを志向するものである。

註) 1990/91年度の移民数は20,800人である(その前年度は38,700人)。

因みに、文化省の移民関係の予算は国省総予算の6割強を占めている。

文化活動及びマスメディアに対する助成予算3821(+541)の主な配分(%)は次のとおりである(個人である音楽家、歌手、作曲家、画家、ダンサー等及び国際的な文化交流活動への援助も含まれる)。(括弧内は前年度配分率)

演劇・ダンス・音楽	35%	(37)
日刊紙・週刊誌等	17%	(19)
広義の文化財保護・博物館・美術館・展示会等	28%	(26)
映画等	3%	(4)
文学・図書館	4%	(3)
造形美術・手工芸	2%	(1)
その他一般文化活動及び芸術家助成	11%	(10)

農業省

(内 訳)

農業と食糧政策	3905	(-3557)
林業	507	(-23)
漁業	115	(+9)
トナカイの牧畜	56	(増減なし)
家畜の保護と衛生	230	(+7)
植生保護と農業の環境問題	46	(-25)
食糧等	550	(-6)
教育と研究開発	1228	(+33)
生物燃料(新項目)	249	(+249)
その他	78	(+5)

トップニュースは、生物燃料を電力に換える研究が鋭意進められていることである。新設の生物燃料の予算(249)の大半はこの技術開発に注ぎ込まれることになる。年間の余剰成長量が最低でも2500万㎡に達する森林資源の存在がこのプロジェクトを可能ならしめる。

因みに木材関連産業の輸出に占めるウェートは高く、20%にも達している。

農業における環境問題は主として殺虫剤の使用制限問題である。使用は86年以来漸次減少し、90年には半減した。これを更に95年までに半減することが目途とされている。

環境・資源省

(内 訳)

自然保護庁	416	(+3)
石灰撒布等	176	(+9)
自然保護のための土地購入	135	(増減なし)
景観保全	247	(+49)
その他の環境問題	317	(-50)
放射能防衛核の安全対策等	52	(増減なし)
陸地・農地測量、固定資産のデータ	499	(+21)
その他	72	(+14)

註) 環境問題に対応するスウェーデンのユニークな制度として、有害物質を対象とする環境税(課徴金)がある。詳細は客年度予算案(1991/92)をご参照ありたい。

環境問題は、最終的には人類が大事か地球が大事かの二者択一の問題となる。人間の利益を優先させることによって、これまで如何に多くの自然が破壊されて来たことか。

地球を破壊から護るための最も重要な事の一つは、緊密な国際的協力である。

スウェーデンの場合、緊急な問題の一つは、バルト海を汚染から救うことである。このため、エストニア、ラトビア、リトアニア及びポーランドの沿海諸国との間で緊密な対策が進められている。

グンナー先生のこと(2)

The Story about Gunner (Professor Wallin) (2)

横浜労災病院 国本雅也

Dr. Masanari Kunimoto

グンナー先生は実験の翌朝、しばしばわたしを待っていたとでもいいたげに、わたしを見つけるとご自分の方から飛んでこられ、「実は昨晩寝るときに考えたのだが、昨日の実験結果はこう解釈するのがいいのではないのか。」とか、「今度はこういうアイデアで実験を進めよう。」などと話された。そして最後にいつも「マサナリはどう思うか？」と聞かれ、わたしの返事が要を得ないと、「いつも考えよ。研究のボスは教授ではない。いいアイデアを出す者が研究のボスだ。討論に年長も年下もない。科学的な討論には上の人の意見など気にせずに自分の思ったことを述べるように。」と繰り返し繰り返し言われた。確かにグンナー先生は他の人と話をする場合も、教授だからとか、相手が若いからといった態度がなかった。ただサイエンスとして自分の考えはきちんと持っておられ、それを基盤に討論されるのが常であった。

こうしたグンナー先生の態度は、論文をまとめる際にもそのまま現われた。即ちわたしがもちろん下書きを持っていくのだが、英語の文法的な間違いも含めて、それは殆ど跡形も無いくらいに修正され、それでも満足いかない時には、全文書き直しをされた。そしてそれを手渡される時、この部分は自分でもまだ満足していないのもう少し考えをまとめたと言われ、その翌日には別の文章を持ってこられることもしばしばだった。また英語力を付けるには英語の小説を読むのが最も良いとしきりに勧められた。そんなわけでグンナー先生に指導を受ける若い人達の間では、この論文のやりとりは有名になっているらしく、わたしの最初の論文が書き初めてから半年以上かかったことも、ミカエルもハンスも「良くあることさ。」ぐらいに言っていた。しかし、わたしにとってはこれは論文の組み立て、討論はもちろんのこと、下手な英語の勉強にも大変役に立った。まともをしていく過程でまた新たなアイデアが出てくることも実感した。こうして最初のかなり長い論文は見事 *Journal of Physiology* に掲載されたが、わたしにはその編集者とのやりとりより、グンナー先生とのやりとりの方が大変であった。

このように臨床の実務をてきぱきとこなし、わたしを含めいくつかの研究を指導し、しかも教室

全体の運営にも骨を折られる先生であったが(その甲斐あってわたしが去る時、教室のフロアはほぼ2倍に増えた)、家庭にあっては良き夫、父そしてお爺ちゃんであった。最初の年のクリスマスにご自宅に呼んでいただいた日、スウェーデンの典型的なクリスマス料理を紹介しようと部屋の飾り付けから食事のセッティングまでわれわれのために準備してくださり、今は一人立ちしておられる3人の子供さん達が小さかった頃のクリスマスの作品など話を交えながら紹介して下さった。また帰国前の夏にはサマーハウスに呼んでくださり、われわれも一泊してその大自然の中での夏の日を経験することができた。娘さん夫婦と2人のお孫さんとの温かいやりとりにも接し、子供さんのために自らサマーハウスの大工仕事をされる様子も見た。かなり大きな湖がほとんどグンナー家のためにあり、釣りの大好きな先生がボートを漕いでくださり、わたしもかなり大きなバイクを釣ることができた。夜釣りであったため、先生の漕ぐ櫓の音と時折飛んでいく鴨の羽音以外にはただ静かで深い闇があるばかりで、その途中でエリー(大角しか)に出会えたこともより一層この一晚の思い出を深いものにした。

このようにたとえ毎日6、7時に帰ろうとも(普通の人では5時だが、グンナー先生はよく最後に帰られた)、朝8時から仕事はスタートし、いつも考え、自分の時間と家庭を大切にすれば、人生豊かに過ごせることを身を持って示しておられるようであった。日本では病院に10時11時までいても、とてもそれほどの活躍はできていなかったと、わたしは自分の過去と未来を考えてその差を感じないわけにはいかなかった。わたしへのはなむけの言葉はもちろん「英語のノベルを読むこと、サイエンスの討論は目上を気にせず自分の意見を述べること」であった。わたしにとっての最大の収穫は、世界の一流レベルというものを垣間見ることができたことと、グンナー先生と子弟の関係ができたことである。今年先生は日本マイクロニューログラフィ学会の招きで来日される。是非日本でのわたしの仕事を見ていただいて、ホットな討論がしたいものと楽しみにしている。

《第2回研究会報告》

さる3月4日(水)、今年最初の研究会を講師に国立医療・病院管理研究所、地域医療施設計画研究室長の外山義先生を迎えて、新丸ビル地下A会議室にて開催した。

テーマは「人生を最後まで歩みきるために ―スウェーデンにおける高齢者ケアの過去と現在」で、質疑応答も含めほぼ2時間半にわたり、熱のこもった多岐にわたる説明を外山先生の体験を交えながら話を進められた。

1930年代ごろから現代に至るまでの歴史的経緯を、特に農業社会から工業社会への移行、産業労働者の増加により社会構造が変化するなかで、高齢者が社会的にどんな位置付けをされるようになっていったのか、社会環境の変化が高齢者にもたらした影響や価値観の変化という背景や社会事情について話された。

また、現在の地域ケアに至るまでの高齢者に対するサービスの形態と内容の変遷を、その量的整備と質の向上がどのように変化してきたかについて、具体的に判り易く解説して頂いた。

テーマにあるように現代の社会では、条件が許せば身体には人生を歩みきることが物質的な豊かさや科学医療技術の進歩とともに可能な社会となった。しかし、この可能性が直ちに人の幸せと結び付くものではない。そのことは、我々の社会状況から明らかである。スウェーデンにおける高齢者ケアの変化は、やすらかに生を終えたいという人の気持と物質社会とのバランスのとれた融合であり、最後まで人に優しい社会の実現への努力と挑戦の結果とみることができるだろう。

自分が生活し馴染んできた地域社会で、自分らしさ、それは自立や尊厳ということも含めて、それらを失わずに最後の瞬間まで「人生」を生ききるための環境が整備され、一人一人に対応した質の高いサービスが日常の風景として行われているということに大きな驚きを感じる。「老いてゆく」ことにも生きがいを見つけられるゆとりと豊かさがスウェーデンの社会にはあるように思われた。

そして、説明の中で今の日本の現況が、かつて、作家イーヴァルロー・ヨハンソンによって指摘された状況に類似点の多いことも印象に残った。

最後に、今回の研究会の講師の外山先生の著書をここにご紹介致したいと思う。

既にご存じの方もいると思うが、「クリッパンの老人たち スウェーデンの高齢者ケア」ドメス出版。この問題への理解を深める意味では是非お勧めしたい一冊である。

《著書紹介》 「体験ルポ 世界の高齢者福祉」 山井和則著 岩波新書。

今月は高齢者ケアの問題に関してもう一冊本をご紹介致します。

著者は財団法人松下政経塾の연구원として日本の老人ホームを実習した後、1989年3月から約8ヶ月間にわたってインドのカルカッタ、イギリス、スウェーデン、デンマーク、アメリカ、シンガポールにおいて各地の老人ホームに実習見学の旅をして、その貴重な体験に基づきながら高齢者福祉とは一体何かについて書かれたものです。旅先のそれぞれの国の老人ホームの特徴を社会事情を交えながら、その様子が判り易く描かれています。特に社会福祉への取組みを扱ったⅢ章ではスウェーデンが例として挙げられています。

この著者の胸中には常に、現在日本で増える一方の「寝たきり老人」の存在への疑問が繰返し問われています。なぜ、人生の最後を寝たきりになって家族からも社会からも切り離され、然も人間らしさを奪われて生きつづけなければならないのか。そこで働く人にも同様に苦しく辛いシステムが採られたままなのか。

著者の真摯で率直な取組みから、日本の豊かさがいったいだれのために、何を目的としてあるのかという根本的な問いかけがされてきます。果たして日本人の求めている豊かさは、人としての幸福と結び付くことができるのでしょうか。安心して老いることの出来る社会を日本らしさを生かしながら実現し、寝たきり老人がスウェーデンのように稀な存在となるのはいつのことでしょうか。

日本を含め世界6ヶ国の高齢者ケアの実情の一端を知り、制度としての福祉の在り方に再認識を迫る本としてお勧め致します。

スウェーデンにオープンした新概念にもとづくデパート

スウェーデンの最高級品専門デパート、エヌコー（NK）が、全く新しいビジネスコンセプトの下に全面改装され、11月半ばにイエーテボリとストックホルムに再オープンした。新デパートはこの種の店としては初めてのものといわれ、既に定着した名前とカスタマーサービスシステムを存続させつつ、多くの独立したブティック、専門店、国際的なブランド商品の小売り店等を併合している。

ストックホルム店、イエーテボリ店共に、ほぼ全面的な再建が行われたが、新設計は顧客があちこち見て回りやすいように、十分計画された広々とした大理石の通路を特徴とする。ほとんどの店舗が完全なオープン方式であるが、わずかに数軒だけが安全上の理由—盗難予防等—から、ガラスで仕切られている。各小売り店はそれぞれのフロアスペースを独自のカラーに沿って飾りつけることが許される。ただし、インテリアとデパートのそれと調和させることが条件づけられており、その指針を定めた特別なデザインマニュアルがある。ストックホルム店は約100店舗、イエーテボリ店は約60店舗を擁する。

新しい事業コンセプトはEDS（the Entrepreneurial Department Store）といい、一流の小売及びショッピングセンターコンサルタントのセントルムインヴェスト（Centrum Invest）によって案出された。このアイディアは既に諸外国のかなりの関心をよんでいるが、これは世界中のデパートはどこも低価格の小売店と繁盛している専門店との間で悲鳴をあげており、人をひきつける大都市中心部の良い立地条件の場所を確保するため、高いコストを負っている場合が多い。

今回の総投資額は3億2,500万クローナ（74億7,500万円）で、うち小売7業者の負担はおよそ1億5,000万クローナ（34億5,000万円）である。（SIP 347/91）

武器輸出規制に関するSIPRI研究

此の程、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）により、ヨーロッパと米、ソ連、イスラエル、日本を含む諸外国からの武器輸出及びそれに関する規制に政府がどのように対応しているかに関する研究が行われた。「武器輸出規制」（Arms Export Regulations）というタイトルの研究はオックスフォードユニヴァーシティプレス（Oxford University Press）からの出版で、イラクのクウェート侵攻やヨーロッパ共同体（EC）による武器輸出管理を将来のヨーロッパ政治統合条約の明快な要素にしようという努力によって推進された。

同書はSipriの研究者アン・アンソニー（Ian Anthony）によって編集され、国会議員並びに公衆に武器輸出プロセスの多様かつ複雑な問題にかんする明確な情報を与えるというはっきりした目的をもって出版されたものである。

Sipriによれば、南アとイラクに対する強制的な国連の輸出禁止を例外とし、目下存在する輸出規制の全てが国内的な性質のものだという。ただし、ココム（対共産圏輸出調整委員会）、ミサイル技術管理制度、ECといった機構によって出された自発的性質をもつものも幾つか存在する。すなわち、これまでで唯一拘束力のある協定は米国とその同盟国のものに限られていたわけである。

より詳細な研究がなされた国々の場合、各国別の章が設けられ、その法的基礎や輸出の許可申請のための意志決定のプロセスや公式の政府の政策に関する資料が掲載されている。（SIP 346/91）

スウェーデンで研究中の季節特有の変化によっておこる情緒障害

季節特有—とりわけ冬期—の情緒障害（SAD）の発生を、目下、ルンド大学建築研究所の環境心理学部が研究中である。研究者達は、これらの障害が日光が少ないことや部屋に陽があまりあたらないうことで悪化するかどうかを研究している。彼らはまた、妊娠可能な年齢の女性の方が男性よりもSADになりやすいか否かを証明しようと試みている。この新しい研究分野はクロノバイオロジー（chronobiology）とよばれ、季節特有の変化が精神状態並びにホルモンバランスにいかん影響をあたえるかを研究する。なお、スウェーデン労働環境基金が、同プロジェクトに66万3,000クローナ（1,524億9,000万円）を供与した。（SIP 378/91）